

上越市ガス水道事業会計規程及び上越市簡易内管施工登録店に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年9月29日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

上越市ガス水道事業管理規程第3号

上越市ガス水道事業会計規程及び上越市簡易内管施工登録店に関する規程の一部を改正する規程

(上越市ガス水道事業会計規程の一部改正)

第1条 上越市ガス水道事業会計規程(昭和48年上越市ガス水道事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第18条中「認印又は」を削る。

第19条中「ときは、」の次に「押印のある証拠書類にあつては、」を加える。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第42条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第137条第2項中「省略し契約者の記名押印した見積書をもってこれに代える」を「省略する」に改める。

第138条第3項第2号中「(昭和27年法律第184号)」を削る。

(上越市簡易内管施工登録店に関する規程の一部改正)

第2条 上越市簡易内管施工登録店に関する規程(平成11年上越市ガス水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。